

広島県告示第七百八十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定によつて、事業の認定をした。

平成二十一年八月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 起業者の名称

大竹市

二 事業の種類

大竹市松ヶ原集会所及び大竹市消防団第10分団消防屯所建設事業

三 起業地

1 収用の部分

広島県大竹市松ヶ原町字東河内地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

大竹市松ヶ原集会所及び大竹市消防団第10分団消防屯所建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十二号及び第十九号に該当するものに関する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である大竹市は、一般財源により財源措置を講じている。また、大竹市は、施設の設定及び管理に関する条例を改正する予定であることから、法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 本件事業は、大竹市が、大竹市松ヶ原町字東河内地内において、コミュニティ活動の活性化及び消防力の強化を図るため、集会所と消防屯所を併設整備するものである。大竹市松ヶ原地区（以下「当地区」という。）は、周囲を広島県廿日市市に囲まれた飛地であり、大竹市中心部から約十二キロメートル離れた山間部に位置している。コミュニティ活動の場として大竹市中心部に総合市民会館、中央図書館及び総合福祉センター等が設置されているが、山間部に位置する当地区からは、利用することが困難な状況であるため、現在の大竹市松ヶ原集会所は当地区において、これらに代わる重要な施設として位置付けられている。

また、大竹市消防団第10分団消防屯所は、当地区の初期消防の拠点として重要な施設として位置付けられている。

こうした中、昭和五十一年に建設された現集会所は、築三十年以上経過しており、平成二年に大規模な改修を行っているが、改修から年数を経て雨漏りが発生している

状況である。さらに、現集会所は、自治会総会及び敬老会等の多くの人が集まる会合を行っているが、集会所が手狭となっており、玄関前にスロープが設置されていないため、高齢者等の利用に支障を来している。

一方、現消防屯所については、昭和五十二年に建設されており、築三十年以上経過して、老朽化が進んでいる。さらに、消防団員の待機所が設けられていないことから、消防団員の待機及び休息に支障を来している。

本件事業の完成により、当地区でのコミュニティ活動の活性化及び消防力の強化、並びに新たな災害避難場所としての利用が図られることから、得られる公共の利益は大きいと考えられる。

他方、本件事業は、大竹市教育委員会と協議を行ったところ、起業地内において、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき文化財は確認されておらず、工実施に於いて支障はない旨の回答を得ている。また、絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく動植物について、現地調査及び「改訂・広島県の絶滅のおそれのある野生生物」を基に検討を行った結果、それらの存在は確認されていないことなどから、失われる利益は小さいものと考えられる。以上のことから、得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

(二) また、本件事業の位置の選定については、県道栗谷大野線沿い案（以下「申請案」という。）のほか、松ヶ原小学校跡地案及び現松ヶ原集会所建替案の三案で検討が行われている。申請案と他の二案を比較すると、利用者の利便性に優れ、工事施工の難易度も低いことから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して申請案が最も合理的と認められる。

(三) 以上のことから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 3(一)で述べたように、本件事業により、当地区の地域活性化と消防力の強化が図られることから、できるだけ早期に施行する必要があると認められる。

また、大竹市松ヶ原自治会から、本件事業の早期施行について強い要望がある。以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地は、本件事業を実施するために必要とされる最小限の範囲である。

(三) 本件事業の起業地内に一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないもので、本件事業の目的を実現するために、起業地全体に収用の手段を講じることが合理的と考えられる。

(四) したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第二十条第四号の要件を充足するものと判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による函面の縦覧場所
広島県大竹市役所